

「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第1号）等の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

現在、本協会の規則において、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券については、未公開会社が発行する有価証券（いわゆる青空銘柄）と同様に原則として協会員による投資勧誘を禁止しているところである。

しかし、近年、過去において上場会社が発行した未上場の優先株等の割当てを受けた投資家サイドから売却ニーズが生じてきており、また、このような未上場優先株等を取引するには、当事者間における相対取引よりも、証券会社において適切な投資勧誘が行われた方が、より健全な取引が行われるのではないかといった意見も寄せられているところである。こうした状況を踏まえ、協会員における当該店頭取扱有価証券の投資勧誘のあり方についての検討を行うため、「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」の下部組織として分科会を設置し、検討してきたところである。

今般、分科会での検討結果を踏まえ、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券については、当該発行会社における企業内容の開示は行われていることから、当該店頭取扱有価証券についての証券に係る特徴を顧客に十分説明すること等を条件に協会員に対し投資勧誘を認めることについて「店頭有価証券に関する規則（公正慣習規則第1号）」等の一部について、以下のとおり所要の改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

・ 「店頭有価証券に関する規則（公正慣習規則第1号）」の一部改正

- ① 協会員が行う店頭有価証券の投資勧誘の例外的な取扱いとして、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を追加する。

（第3条）

- ② 協会員が上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う場合の条件として以下の内容を規定する。

イ 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書（以下、「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。

ロ 協会員は、投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付するものとする

ハ 協会員は、投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りではない。

ニ 協会員は、投資勧誘を行った結果、顧客から上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。

(第 8 条)

③ 本協会は、会員からの店頭有価証券の取引報告の内容のうち、協会員が投資勧誘を行った上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引の状況について定期的に公表する。

(第 17 条第 3 項)

④ その他所要の整備を図る。

・ **「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正**

① 別紙「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面に上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しを追加する。

② その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第1号）の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日
(下線部分変更)

新	旧
第2章 投資勧誘の禁止とその特例 (店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第3条 協会員は、次条、第6条及び第8条の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 第4条 ～ } (現行どおり) 第5条 (店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 協会員が募集、売出し（第8条に定める店頭取扱有価証券の投資勧誘に該当しない限りにおいて、売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）若しくは私募（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券（グリーンシート銘柄を除く。以下同じ。）は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。 2 ～ } (現行どおり) 4 第7条 (削 る)	第2章 投資勧誘の禁止とその特例 (店頭有価証券の投資勧誘の禁止) 第3条 協会員は、次条及び第6条の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 第4条 ～ } (省 略) 第5条 (店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 協会員が募集、売出し（売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）又は私募（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券（グリーンシート銘柄を除く。以下同じ。）は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。 2 ～ } (省 略) 4 (確認書の徴求等) 第7条 協会員は、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条第4項において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、所定の様式の店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その

新	旧
(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第7条 <u>～ }</u> (現行どおり) 3 4 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。 5 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。 6 (現行どおり) (上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第8条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘(売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。)を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書(以下「証券情報等説明書」という。)を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客(適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。)に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。 2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客	<u>写しを当該顧客に交付しなければならない。</u> (譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第8条 <u>～ }</u> (省 略) 3 (新 設) 4 協会員は、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。 5 (省 略) (新 設)

新	旧
の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付するものとする。 3 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りではない。 4 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。 (店頭有価証券の売買報告等) 第 16 条 ～ } (現行どおり) 2 3 本協会は、第 1 項の規定により会員から報告を受けた内容のうち、協会員が投資勧誘を行った上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引の状況について定期的に公表する。 (電磁的方法による交付等) 第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条	(店頭有価証券の売買報告) 第 16 条 ～ } (省 略) 2 (新 設) (電磁的方法による交付等) 第 18 条 協会員は、第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。 2 協会員は、第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面

新	旧
第2項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （証券仲介業者に対する指導及び監督） 第19条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第3条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、<u>第7条第1項から第3項及び第5項、第6項並びに第8条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u> 付 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。	の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。 （証券仲介業者に対する指導及び監督） 第19条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第3条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項並びに第8条の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日

（下線部分変更）

新	旧
別紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面 (1) 「店頭有価証券に関する規則」<u>第7条第4項</u>に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し及び第8条第2項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し 付 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する。	別紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面 (1) 「店頭有価証券に関する規則」<u>第7条</u>に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し